

このチェックリストは、令和7年4月1日以降に開始する技能実習に適用します。

※ 郵送に当たっては、事故防止のため簡易書留等、必ず配達記録が残る方法で郵送してください。

登録教習機関、登録基幹技能者講習実施機関、指定教育訓練実施者が実施する技能実習を受講させる場合は計画届の提出は不要です。

R 7	人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース(経費助成)(賃金助成)) 〔建設事業主用〕 計画届チェックリスト
-----	--

提出先（郵送先） 〒690-0841 松江市向島町134-10（松江地方合同庁舎5階） 島根労働局 職業安定部 職業対策課 建設助成金担当 TEL：0852-20-7022 FAX：0852-20-7025	提出期限 計画届は訓練を実施しようとする日の3か月前から1週間前までに提出（期限厳守・必着）してください。
---	---

※ 記入上の注意 ①訂正する場合は2本の平行線により抹消し、訂正箇所には必ず代表者印による訂正印を押印してください。
 ②担当者の個人印による訂正、修正液・修正テープ等での訂正は不可です。

No	提出書類・添付書類	提出形態	事業主チェック	労働局チェック
1	・ 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成）（賃金助成）） 計画届 〔建設事業主用〕（建技様式第1号）（R7.4） ※両面印刷で提出してください。	原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※ 中小建設事業主が自ら次の技能実習を行う場合に提出

- ① 建設工事における作業に直接関連する実習（★パンフレット33ページの表、①欄）
- ② 労働安全衛生法で定める特別教育（★パンフレット37～38ページ、表1に限りです）
- ③ 労働安全衛生法に基づく危険有害業務従事者に対する安全衛生教育（★パンフレット39ページ、表2に限りです）
- ④ 職業能力開発促進法に規定する技能検定試験のための事前講習（★パンフレット41ページ、表4に限りです）

※ 計画届の変更について

・ 届け出を行った計画について、(1)に規定する事由により当該計画届の内容を変更しようとするときは、(2)に規定する期限までに、「人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成）（賃金助成））変更届」（建技様式第2号）を提出してください。

(1) 変更の内容

・ 実施する訓練内容を著しく変更する場合（実習内容、実施日、講習実施機関名（主催者名）、実施場所に変更が生じた場合）

(2) 提出期間

・ 原則として、当初計画していた訓練実施日もしくは変更後の訓練実施日のいずれか早い方の日の前日まで。

(例)

- ・ 5月8日に計画していた訓練を5月15日に変更する場合 → 5月7日までに変更届を提出
- ・ 5月8日に計画していた訓練を5月2日に変更する場合 → 5月1日までに変更届を提出